

広島県における下りウナギ保護措置（素案）

2 保護措置の内容

ニホンウナギ資源の保護と継続的利用の実現を目的として、次のとおり、ニホンウナギの採捕を禁止する期間を設けることにより、広島県の内水面から海へ下って産卵に向かう下りウナギを保護します。

（1）採捕禁止の対象生物

全長 30 センチメートルを超えるニホンウナギ

※全長 30 センチメートル以下のウナギについては、既に広島県内水面漁業調整規則第 26 条により採捕が禁止されています。

（2）採捕を禁止する期間

10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（3）採捕を禁止する区域

広島県内の河川等の内水面（公共用内水面及びこれと接続して一体をなす水面）

（4）禁止する方法

漁業法第 67 条に基づく内水面漁業調整委員会指示

（5）適用除外

次に該当する場合、広島県内水面漁場管理委員会に届出を行えば、この指示を適用しません。

ア 広島県内水面漁業調整規則第 34 条第 1 項の規定による知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合

イ 国の機関又は地方公共団体（大学等の研究機関を含む）が、ニホンウナギに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）

（6）その他

ア 委員会指示の有効期間は 1 年間以内とし、資源の状況に応じて更新します。

イ 全国的な規制の状況を勘案し、指示の取扱い若しくはその内容を検討します。

ウ 広島県の海面における下りウナギ保護の取組については、今後広島県海区漁業調整委員会を通じて同程度の措置を取るよう働きかけを行います。

エ 指示に従わない者については、委員会は知事に対し「指示に従うことを命じる」旨の命令を行うよう申請することができます。申請のとおり知事が命令を行ったにもかかわらず、その者が命令に違反した場合は、1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処されることがあります。